

5.11 廃棄物

5.11.1 工事の施行中

(1) 調査事項

調査事項は、表 5.11-1に示すとおりとする。また、廃棄物等の種類については、表 5.11-2に示すとおりとする。

表 5.11-1 調査事項

区分	調査事項	
予測した事項	廃棄物等の排出量、再利用率及び 処理・処分方法	建設発生土の排出量、再利用率及 び処理・処分方法
予測条件の状況	・産業廃棄物の処分方法等	・建設発生土の再利用状況等
環境保全のための措置 の実施状況	<p>・工事の施行中における環境保全のための措置は、表 5.11-3に示すとおりである。工事の施行中には、できるだけ廃棄物の発生が抑えられるような工事計画とし、分別の徹底と再利用等を行う。発生した建設廃棄物は、再資源化を図るとともに、可能な限り計画地内での利用を進める。</p> <p>また、再資源化等の再利用のできない廃棄物については、適切に処分することとし、マニフェストにより適正に処理・処分されたことを確認し、報告する。</p> <p>なお、アスベストについては、法令等に基づき適切に処理・処分する。</p>	

表 5.11-2 廃棄物等の種類

廃棄物の種類 環境影響要因	産業廃棄物										建設発生土
	コンクリート塊	その他がれき類	金属くず	廃プラスチック類	ガラスくず及び陶磁器くず	木くず	紙くず	繊維くず	その他	汚泥	
解体工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
建設工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注1) 廃棄物の種類は「建設廃棄物処理指針(平成22年度版)」(平成23年3月、環境省)を参考とした。

注2) 解体工事中の汚水処理汚泥については、発生量が少量であることから、予測事項の対象から除外した。

表 5.11-3 環境保全のための措置（工事の施行中）

項目	環境保全のための措置の内容
廃棄物の排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> 設計から施行までの各段階でプレハブ化、ユニット化を行うことや省梱包化を行い、残材・廃材の発生を抑制する。 型枠材の徹底した転用を行うこと並びに PCa 版の利用により、建設木くずの発生を抑制する。 建設資材には、再生品の利用に努める。
廃棄物の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> コンクリート塊は、再生骨材等として利用する。 その他がれき類（アスファルトコンクリート塊等）は再資源化を図る。 金属くずは、有価物として売却し、再資源化を図る。 廃プラスチック類はマテリアルリサイクルに努力した上で、マテリアルリサイクルが困難なものについては発電燃料としてサーマルリサイクルする。 建設汚泥については脱水等の処理を行い再利用に努める。
建設発生土の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> 建設発生土については一部を埋戻しに用い、残りは「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、運搬車両にシート掛け等を行い搬出する。ただし、受入基準に適合していない場合には、関係法令の規定に基づき適切に処理・処分する。
廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> 上記の有効利用措置を適用しても、やむを得ず発生する場合には、法令等に従い適切に処理する。 解体工事前までに施設の稼働中に確認できない箇所についてもアスベストの調査を行い、アスベストの使用の有無を確認した上で、解体・除去等については、法令等に基づき適切に処理・処分する。
特別管理産業廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> 特別管理産業廃棄物が確認された場合は、その種類、量、撤去方法及び処理処分方法を明らかにし、事後調査報告書にて報告する。

(2) 調査地域

調査地域は、計画地内とする。

(3) 調査方法

調査方法は、表 5.11-4に示すとおりとする。

表 5.11-4 調査方法

調査事項		廃棄物等の排出量、再利用量及び処理・処分方法	建設発生土の排出量、再利用量及び処理・処分方法
調査時点		建設廃棄物を排出する時点とする。	建設発生土を排出する時点とする。
調査期間	予測した事項	建設廃棄物を排出する期間とする。	建設発生土を排出する時点とする。
	予測条件の状況	建設廃棄物を排出する期間とする。	建設発生土を排出する時点とする。
	環境保全のための措置の実施状況	工事の施行中の随時とする。	
調査地点	予測した事項	計画地内とする。	
	予測条件の状況	計画地内とする。	
	環境保全のための措置の実施状況	計画地内とする。	
調査方法	予測した事項	現地調査（写真撮影等）及び関連資料の整理による方法とする。	
	予測条件の状況	現地調査（写真撮影等）及び関連資料の整理による方法とする。	
	環境保全のための措置の実施状況	現地調査（写真撮影等）及び関連資料の整理による方法とする。	

5.11.2 工事の完了後

(1) 調査事項

調査事項は、表 5.11-5に示すとおりとする。

表 5.11-5 調査事項

区分	調査事項
予測した事項	廃棄物（主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥）の排出量、再利用量及び処理・処分方法
予測条件の状況	・廃棄物の処分方法等
環境保全のための措置の実施状況	・施設の稼働時における環境保全のための措置は、表 5.11-6 に示すとおりである。

表 5.11-6 環境保全のための措置（施設の稼働時）

項目	環境保全のための措置の内容
廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・飛灰は重金属類の溶出防止のため薬剤処理による安定化を行い、飛灰処理汚泥とする。飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場へ搬出し、埋立処分をする。主灰は、埋立処分または民間のセメント工場へ搬出し、セメント原料化を図る。 ・主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥について、定期的にダイオキシン類等の測定を実施し、埋立基準等に適合していることを確認する。

5.11 廃棄物

(2) 調査地域

調査地域は、計画地内とする。

(3) 調査方法

調査方法は、表 5.11-7に示すとおりとする。

表 5.11-7 調査方法

調査事項		廃棄物（主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥）の 排出量、再利用量及び処理・処分方法
調査時点		施設の稼働が通常の状態に達した時点とする。
調査期間	予測した事項	施設の稼働が通常の状態に達してからの1年間とする。
	予測条件の状況	施設の稼働が通常の状態に達してからの1年間とする。
	環境保全のための措置の実施状況	施設の稼働が通常の状態に達した時点の随時とする。
調査地点	予測した事項	計画地内とする。
	予測条件の状況	計画地内とする。
	環境保全のための措置の実施状況	計画地内とする。
調査方法	予測した事項	現地調査及び関連資料の整理による方法とする。
	予測条件の状況	現地調査及び関連資料の整理による方法とする。
	環境保全のための措置の実施状況	現地調査及び関連資料の整理による方法とする。